

コンテンツビジネスにおける 著作権の基礎知識

～コンテンツの知財保護実務のイロハ～

平成31年3月8日(金)

14:00～17:00 (13:40～より開場)

コンテンツを保護する知的財産権には著作権をはじめ商標、意匠あるいは不正競争防止法等があります。なかでも、著作権は特許等の産業財産権と異なり、複製権、公衆送信権、翻案権等の権利の束で構成され、著作人格権や著作隣接権まであり、複雑な権利構成です。

コンテンツ事業者にとってまず著作権の基礎を知りコンテンツの著作権保護と共に可能な限り商標権や意匠権でも保護することはコンテンツビジネスを進めるうえで実務上の重要なファクターになります。

本セミナーではデジタルコンテンツビジネスにおけるコンテンツの知財保護のイロハから契約まで判例を交えて解説します。また、中国におけるコンテンツ保護についてもご説明いたします。コンテンツ事業者をはじめコンテンツビジネスに関心がある方は、是非この機会にご参加ください。

会 場	(公財)東京都中小企業振興公社3階第1会議室 (東京都千代田区神田佐久間町1-9 産業労働局秋葉原庁舎) 「秋葉原駅」徒歩1分 ※裏面の地図をご覧ください。		
内 容	○コンテンツの知財戦略 ○著作権の概要 ○コンテンツの知財保護(商標、意匠、不正競争防止法) ○著作権契約のポイント ○中国におけるコンテンツ保護 ○関連判例等		
講 師	東京都知的財産総合センター 知財戦略アドバイザー 金木 健二		
対 象	都内中小企業の方、都内個人事業主の方で、コンテンツ制作に従事し、自社コンテンツの保護に関心がある方		
定 員	60名(定員になり次第締め切ります)	参加費	無 料

(注1)大企業の方は受講をご遠慮頂いております。

また、大企業の関連会社の方、土業の方、都外の方は定員の関係上、受講お申込みをお断りさせて頂く場合があります。

(注2)欠席される場合はなるべく早めにご連絡ください。

事前のご連絡がなかった場合、以降の受講お申込みをお断りさせて頂く場合があります。

(注3)セミナー資料は参加者の方のみにお渡ししております。後日の配布はお断りしておりますので、予めご了承ください。

(注4)セミナー受講時はPCでのご入力をご遠慮頂いております。

◆ 申込方法 ◆

裏面の申込書にご記入の上、FAX(03-3832-3659)をお送りください。

当センターホームページ(<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>)からも申込み可能です。

※折り返し受講票をお送りしますので、印刷・ご持参のうえ、当日受付で呈示してください。

お問合わせは、東京都知的財産総合センター セミナー担当まで(電話)03-3832-3656

で検索!